

令和3年6月中川村議会定例会議事日程（第3号）

令和3年6月11日（金） 午後2時00分 開議

- 日程第1 議案第8号 令和3年度中川村一般会計補正予算（第3号）
日程第2 議案第9号 副村長の選任について
日程第3 議案第10号 中川村農業委員会の委員の任命について
日程第4 議案第11号 中川村教育委員会委員の任命について
日程第5 請願第1号 『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」採択を求める請願書
日程第6 陳情第2号 消費税率5%への引き下げを求める陳情書
日程第7 陳情第3号 消費税の適格請求書（インボイス）保存方式導入中止を求める陳情書
日程第8 発議第1号 中川村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第9 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（9名）

- 1番 片桐邦俊
2番 飯島寛
3番 松澤文昭
4番 大原孝芳
5番 松村利宏
6番 中塚礼次郎
7番 桂川雅信
8番 柳生仁
9番 （欠員）
10番 山崎啓造

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	片桐俊男	総務課長	中平仁司
地域政策課長	松村恵介	会計管理者	半崎節子
保健福祉課長	眞島俊	住民税務課長	宮崎朋実
建設環境課長	小林好彦	産業振興課長	松澤広志
教育次長	桃澤清隆	環境水道室長	

職務のために参加した者

議会事務局長 井原伸子
書記 座光寺 てるこ

令和3年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和3年6月11日 午後2時00分 開議

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 御参集御苦労さまでございます。

本日は、かわいいお客様がお見えです。気合を入れてお願いします。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1 議案第8号 令和3年度中川村一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 それでは、議案第8号 令和3年度中川村一般会計補正予算(第3号)について御説明をいたします。

今回の補正予算は、本議会冒頭、村長の挨拶で申し上げました内容のものでありますが、上伊那圏域の新型コロナウイルス感染症感染拡大により5月26日から中川村、飯島町、辰野町を除く5市町村に特別警報2が発出されたことにより、対象となった市町村と同様に影響を受けた村内飲食事業者等に対する支援費の追加と、5月21日の大雨により発生をした農林業施設・土木施設災害復旧事業費の追加等が主なものであります。

議案書に沿って御説明をいたします。

第1条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、総額を36億円とするもので、第2条 地方債の補正は第2表によるものであります。

1ページからの第1表 歳入歳出予算補正は、款、項、区分別の補正額及び補正後の予算額であります。

3ページ、第2表 地方債補正は、林道維持補修事業に係る過疎債ソフト費と林業施設及び公共土木施設に係る一般単独災害復旧事業債の追加で、それぞれの起債限度額を表のとおり定めるものであります。

次に事項別明細書について御説明をいたします。

初めに歳入であります。6ページ、17款 県支出金の県補助金、総務管理費補助金397万8,000円は県の地域発元気づくり支援金で、国の重要文化財、坂戸橋地域活性化事業が採択となり、補助金の内示があったため追加するものであります。

商工費補助金540万円は、冒頭申し上げました上伊那圏域の新型コロナウイルス感染症特別警報2の発出により影響を受けた飲食事業者等支援事業に対する補助金であります。

7ページ、21款 繰越金は、前年度繰越金1,030万円を追加し、歳入の調整を行うものであります。

9ページ、23款 村債は、先ほどの第2表 地方債の補正に係るもので、全体で1,030万円の追加であります。

続いて歳出について御説明をいたします。

10ページ、6款 農林水産業費であります。林業費、林道管理事業710万円は、路肩の崩落により現在通行止めとなっている林道黒牛折草峠線の路肩修繕及び排水対策工事を行うもの。

11ページ、7款 商工費、商工振興事業の補助金600万円は、先ほど申し上げた新型コロナウイルスの影響を受けた飲食事業者及び取引のある酒類販売事業者等に対して、信州の安心なお店の認証を受けるなど、より一層の感染予防対策に御協力をいただきながら、営業内容、規模等に応じて15万円～50万円の範囲で事業継続給付金を給付するものであります。

12ページ、8款 土木費、公園費の委託料450万円は、坂戸橋の重要文化財指定を機に県の橋梁修繕工事に合わせて桜の老木を伐採し更新するなど、県の元気づくり支援金を活用して坂戸橋周辺の環境整備を行うものであります。

13ページ、10款 教育費、文化財保護費の財源組替えは、県の元気づくり支援金事業に係るものであります。

14ページ、11款 災害復旧費であります。農地等災害復旧費800万円は農業用水路及び農地に係る災害復旧費で、委託料は補助災害査定申請のため測量設計業務の委託費、工事請負費は農業用水確保のため用水路の仮設工事を行うものであります。

なお、本復旧工事費及び事業に係る補助金等は災害査定後に補正予算を計上させていただきます。予定であります。

林業施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費は、補助災害の対象とならない小規模の災害について一般単独災害復旧事業債により復旧工事を行うものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番 (桂川 雅信) 今回の3号補正の中で商工振興事業600万円が計上されております。今回、県費の補助が出まして、540万円出て、それに上乗せして600万円が3号補正として出ているわけですが、引き続き経営状況の状態にぜひ注視をしていただきたい。飲食業だけではないかもしれませんが、飲食業は今回の支援で終わるわけでもないというふうに思っています。引き続きコロナの状況が継続するようですので、このまま注視をしていただきたい、経営状況をぜひ見ていただきたいと思いますというふうに思います。

それと、もう一つ、先日、長野県労働局の発表の中で県内の失業者数がたしか2,800人を超えていたと思いますけれども、村内での生活困窮世帯があるのかないかと、今後も増えていく可能性がもしかしたらあるかもしれない、そういうことも考慮をして、先日も一般質問をちょっといたしましたけれども、生活困窮世帯に対する調査、

○村 長 そういうこともぜひ進めていただいて、漏らさず支援できるような体制に持っていただきたいと思いますというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

それではお答えをしたいと思います。

今回、緊急飲食業等事業継続給付金を予算化したところでございますが、一般質問、それから冒頭の開会のときの御挨拶でも申し上げました。切れ目なく、単独費をつぎ込んでも、少なくとも恐らくコロナの影響というのは年末まで続くだろうと、そういうことで考えておりますので、調査を綿密にした上で必要な手を——よく言わる、二の矢、三の矢という言い方をされる場合もありますが、こういったことはいたしていきたいというふうに思っております。

それから、離職等で困窮世帯が非常に増えていると——コロナのせいでもありますけれども、そういうお話であります。

私どもとしては——これも一般質問で答弁をさせていただきましたけれども、この間、社会福祉協議会の理事会がございました。その間、実は昨年の中で緊急に融資ができるお金 400 万円を社会福祉協議会のほうに拠出して、これを融資し実行していくと、こういうことをお認めいただいて実行したわけでありまして、意外に利用が少ないという実態がございます。これについては、社会福祉協議会の会長、常務理事、皆さん、理事がいる間に申し上げたんですが、制度の改変をして、もっと実行しやすい、やりやすくする、例えば返済期間をもっと長くしてもらう、そういうことをしながら借りやすい制度に変えてもらうということを申し上げてきました。

それとともに、調査の件でございますが、これについては、いろいろありますけれども、世帯としては——世帯といたしますか、調査はどういう方を対象に網を巡らせていくかということでございますが、やはり包括支援センター、ここをやっぱり中心にしてしっかり見ていくのがいいだろうというふうに思っておりますので、改めて全体に調査をするというよりも、もう一度そこら辺を中心にして、あと民生委員さん、こういった皆さんもいらっしゃいますので、そういう皆さんの声も大事にしながらきちんと一人一人に目を光らせていく、こういうことをしてまいりたいと、こういうことが調査の一番の網になるんじゃないかと思っておりますので、こういうことに注視してやってまいりたいと思っております。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 9 号 副村長の選任について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 ここで富永副村長の退場をお願いいたします。

〔副村長 富永一夫君 退場〕

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○村 長 それでは、議案第 9 号 副村長の選任について説明を申し上げます。

「都市もうらやむ農村をつくろう」を合い言葉にしまして 4 年間村政を進めてまいりました。村民の皆様から 2 期目を託されておりますけれども、将来にわたって元気で存在感のある中川村を展望したとき、村の実勢として、人口減少、特に少子化が予想以上に進んでおりまして、持続性のある村づくりを行う基礎が非常に危うい状態にあるというふうに感じております。

1 期目を振り返りますと、政策面でも村の現状の認識でも誇張のない言葉で特に忠告、意見等をしていただくなど私を補佐していただき、少なくとも誤りのない施策の実施を行う上ではなくてはならない副村長の存在だったと感じております。

平成 29 年 6 月から令和 3 年 6 月まで、1 期目の私を補佐していただきました副村長の任期が 6 月 21 日をもって満了となります。

引き続き富永一夫さんを副村長として選任いたしたく、提案を申し上げます。

選任を願いたい富永一夫さんの生年月日、住所は、議案書の記書きのとおりでございます。

議員各位の御同意を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。よって、議案第 9 号は同意することに決定しました。

富永副村長、入場をお願いします。
〔副村長 富永一夫君 入場〕

○議 長 日程第3 議案第10号 中川村農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。
朗読願います。
朗読

○事務局長 提案理由の説明を求めます。

○議 長 それでは、議案第10号 中川村農業委員会の委員の任命について説明を申し上げます。
農業委員の任命につきましては、ただいま朗読をいただきました農業委員会等に関する法律第8条第1号の規定によりまして議会の同意を得ることを求め、併せて任命に当たり委員中4分の1以上を認定農業者とする農業委員会等に関する法律規則第2条第2号の規定により同意を求めるものでございます。
なお、任命に当たりまして、首長は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農業者、農業者が組織する団体、その他の関係者に対し候補者の推薦を求め、また募集を行うこととされております。
中川村農業委員の任期満了に伴いまして議案に記載の8人の方の同意を求めるものでございます。
一覧名簿に記載されている上から4人の方は、村内の各地域から推薦をされた方々でございます。
下の4人の方は、農業者が組織する団体からの推薦者が1名、その他の関係者、団体から推薦された方が3人でございます。
今回同意をいただきたい方は合計8人の方で、4分の1以上の3人の方が認定農業者となっております。
全員の御同意を賜りますようお願い申し上げます、議案提案といたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。よって、議案第10号は同意することに決定しました。
日程第4 議案第11号 中川村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
朗読願います。
朗読

○事務局長 提案理由の説明を求めます。

○議 長 それでは、議案第11号 中川村教育委員会委員の任命についてにつきまして提案理由の説明を申し上げます。
現教育委員の下平千津子さんが本年9月2日をもって任期満了となります。
下平千津子さんは、平成22年9月3日から3期11年間、教育委員としてお務めをいただきました。
幼児教育に造詣が深く、保護者の立場からも貴重な御意見をいただいておりますが、このたび任期満了をもって御勇退されることになりましたので、この11年間の御尽力に対し心から感謝申し上げます。
つきましては、後任の教育委員として中川由美さんを任命いたしたく、御提案を申し上げます。
氏名は中川由美。
生年月日、住所は、記書きのとおりでございます。
人格、識見ともに高く、教育全般に関心をお持ちで、御自身の考えをしっかりと持たれている方であります。
本年度、在り方検討をスタートさせるに当たりまして、保護者の立場からも御活躍いただけるものと期待をしております。
教育委員として適任と考え、任命いたしたく、御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。よって、議案第11号は同意することに決定しました。

日程第5 請願第1号 『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」採択を求める請願書

を議題といたします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長

(松澤 文昭) 本日は、東小学校の小学生が傍聴に来られております。皆さんに関わる請願の内容でありますので、しっかりお聞き届けを願いたいと思います。

6月7日の本会議において厚生文教委員会に付託されました請願第1号 『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書』採択を求める請願書』について、6月9日、委員全員の出席の下、慎重に審査をいたしました。

請願事項は、どの子にも行き届いた教育するため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること、また複式学級の学級定員を引き下げること、2番目として、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に還元するなど拡充すること。

請願の趣旨は、本年度から5か年計画で小学校での35人学級が実現することになりました、全学年での実施は実に40年ぶりであり、しかし35人学級では不十分であり、中学校は40人のままです、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、早急に30人学級を実現するなど、さらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です、厳しい財政の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けることが憲法上の要請です、豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠ですという内容でした。

審査の結果は、全員の賛成で趣旨採択すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な意見は、「今回の請願では35人学級のことを記載されているが、長野県では平成25年度に全ての小中学校で30人規模学級が実現しており、請願理由が実態に即していない。」、「複式学級の定員を下げるように請願するのに、そのことの理由が述べられていない。」、「請願理由の内容が現実に即しておらず、村議会の議決としては内容に不備がある。」、「請願の趣旨は理解できるので、中川村の実態に即した請願書を提出してもらわないと中川村議会として採択は難しい。」、「全国統一の請願になっており、中川村の独自財源により実施している人的措置等の記載が必要ではないか。」、「請願の趣旨は理解できるので本日の委員会審査では趣旨採択として、出された意見を反映した請願を再度依頼するべきである。」などの意見が出されました。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○4番

(大原 孝芳) 今、厚生文教委員長のほうから報告がございました。

今回の請願に対しては趣旨採択という結論でございました。

その中で、なぜ趣旨採択にしたのかという説明がございました。

それで、私は、その内容について2点ほど質問をしたいと思います。

最初に言われました今回の請願では35人学級のこと書きされているが、長野県では平成25年から全ての小学校で30人規模学級が実現しており、請願理由が実態に即していないという問題でございます。

皆さん、お手元に請願のあれをお持ちじゃないかもしれませんが、私は紹介議員でありますので、そこら辺をきちんと述べておきたいと思います。

請願事項が一気にありまして、その次に請願理由がございまして。

審査の結論として請願理由が実態と即していない、要は、長野県が30人規模学級になっているので、この文章と乖離するんじゃないかと、そういうような意味だと思えます。

請願の中に例えば「本年度から5年計画で」云々って書いてありますが、これは長野県の状況を述べているものではございません。つまり、全国の状況が35人学級にまだなっていない、あるいは中学校もまだ40人のままであると。ですので、今回、委員長の報告にありました中川村は30人規模学級を実践しておるので今回の請願が実態に即していないということは——この文章はあくまでも全国のことを述べています。したがって、長野県のことだとか、実態、あるいは中川村のことを言っているわけじゃないと思いません。

したがって、この文章からこんなふうに取り出すことができるはずがないわけなんです。つまり、こういうふうに取り出すことのほうが私はおかしいと思えます。

それから、もう一つ言います。

私は出していただいた資料を持っていますので、請願理由が現実に即しておらず、村議会の議決としては内容に不備がある、今言ったことも多分不備だとしているんでしょう。それから、中川村の実態に即した請願を提出してもらわなきゃならないと。つまり、中川村の実態は、当然、皆さん、それから教育委員会も含めて実態は分かっていると思えます。

しかし、請願の理由は——中川村が今どうあるかっていうことも、それは当然です。しかしながら、請願、陳情っていうのは、今回のこれは国に対して言うことでありますので、ちょっとこの文章はそういうことには当たらないと思うんですが、委員会のほうでは、この件に対してそういった意見が出されたかどうか。つまり、全員こういうことを5人の委員が言ったかということをお聞きしたいと思います。

まず1問目については、どの文章からそんなふうに取り出せるかっていうところをお聞きしたいと思います。

○厚生文教委員長

(松澤 文昭) まずもって4番議員にお願いをしておきます。

実は、先ほど集まったときに、ちょうど一緒になったときに、今日の請願に対しまして、委員長に対して質問を行うということを受けました。

本人は文章を作っておりますけれども、せめてその場でどういう質問をするかのことくらいは申し上げてもらわないと、簡単な質問ならいいですけども、難しい質問になると意見交換ができませんので、その点だけはまず最初に申し上げておきたいと思うわけでありまして。

それで、先ほど委員長報告の中で申し上げた主な意見で全て網羅されておるわけでありまして、このことについては、まず経過を申し上げないと内容が分からないと思いますので、経過を申し上げておきたいと思うわけでありまして。

といいますのは、実は、一昨日の委員会をやる前の前日の日に、この請願の内容に不備があるということにつきましては委員が把握をしたわけでありまして。したがって、その中で、この請願の趣旨については理解をできるので、何とかこの不備を乗り越えて請願の採択ができる方法がないかということで、委員全員の中で、メール等のやり取りの中で検討をしてみました。

そして、当日30分前にはほぼ全ての全員の委員が集まって、いろんな議論を委員会が始まる前に行いました。

まず、議員必携の「委員会の審査」の中で、審査に当たって条例や予算や意見、意見書等のように請願の内容については修正することはできないということで明言をしております。

したがって、そのことを踏まえて、実は事務局等も含めて請願、陳情に関するQ&Aを全て皆さんで読んで、事前に把握をしました。その中で、先ほど言った請願書の中で3つの点で不備があるということの結論になったわけでありまして。

まず、請願理由にあります——先ほど4番議員から指摘がありました、本年度から5か年計画で小学校での35人学級が実現することになりました、全学年での実施は実に40年ぶりであり、歓迎するものです、しかし35人学級では不十分であり、中学校は40人のままですという理由であります。

先ほどの委員長報告で申しましたように、長野県では平成25年度に全ての小中学校で30人規模学級が実現しており、請願理由が実態に即していないということをお申しましたけれども——4番議員は昨年と同じような請願を紹介議員として提出しておりますけれども——昨年の請願書を見ますと、前段の部分は国のことが書いてありますけれども、その請願理由の中で長野県では35人学級が平成25年から実現しておるということをおっしゃっております。

今言った35人学級と30人規模学級っていうのは同一の——30人規模学級っていうのは県教委が言っている内容でありまして、35人学級っていうのは昨年の労働組合といえますか、教職員から出てきた内容のものでありますけれども——長野県では付け加えてあります。その点が実態に即しておらないということでありまして。

それから、2点目は、これは2つの請願書が合併をされておるわけでありましてけれ

ども、特に複式学級のことが請願項目に載っておるわけでありましてけれども、そのことの請願理由が一切述べられておらないということで、これは問題があるということでもあります。

それから、もう一つは、やっぱり全国統一の請願になっておるということで、やはり長野県あるいは村に即したようなものに変更して請願書を出してもらわないと、議会としては——やはり議会として決定をするわけでありましてので間違った請願を採択はできないということで、結論的に、先ほど申しましたように請願の趣旨は理解できませんけれども、本日の委員会等では趣旨採択をし、出された意見を反映した請願を再度依頼したほうがいいという結論になったということでもあります。

あわせて、4番議員は紹介議員でありますので、そのことだけ指摘をしておきます。(大原議員「議長、議事進行。今、私の質問に答えていただいたんじゃない、私に対する意見は論外だと思います」と呼ぶ)ただ、このことはちょっとおきます。あのね……(大原議員「議長、議事進行。止めてください」と呼ぶ)ちょっとこのことだけは言わせて……(大原議員「私の質問に対して答えていただければ結構です。私に対する意見は、何ですかそれは」と呼ぶ)

○議長

松澤議員。

○厚生文教委員長

(松澤 文昭) これは同じことで、ちょっとね、ちょっとこのことだけは言っておきます。

いいですか。請願内容に採否を表し——請願者と議会との橋渡し役をするものから、その内容に採否を表するものでないというふうになっていうふうになっているわけですよ。

先ほど言いましたように、昨年も紹介議員、今年も紹介議員になっておるわけでありまして、内容は全て把握しておると思いますので、内容が間違っておることに對して採否を表したということになりますので、これは問題だと思います。(大原議員「議長」と呼ぶ)

○議長

大原議員。

○4番

(大原 孝芳) ちょっと再度質問いたします。

今の意見も、本会議の趣旨に——私は議運の委員長をやっていますので——そういう——ここは議論の場ですので、私は、あくまでも質疑、それから討論、そういうふうにやっていただければいいですので、私のやり方に対する異議に対しては、また違うところでやっていただきたいと思っております。

私が言っているのは、つまり今回の——今の委員長の話ですと今回の請願理由の数字あるいは文言が間違っているっていうことですよ。

それで、私も今回、教職員組合の厚生局とも話をしています。これ、今回は上伊那の全自治体に同じ文言が全部届けられているんです。ということは、今回、教職員組合は中川村議会が指摘するような間違った文言を包囲しているということをおっしゃっているわけですね。そういうことで理解していいんですか。

○議長

松澤委員長。

○厚生文教委員長 (松澤 文昭) 先ほど申しましたように、昨年のとにかく請願書の内容を把握してもらえれば内容が間違っていることが理解できると思いますので、紹介議員でありますので、よくそのことの内容を把握してください。

○議長 大原議員。

○4番 (大原 孝芳) 私の質問に答えていませんよね。
委員長が間違えているっていうことは、学校の教職員組合の——この文章が上伊那全域に今回行っていますよ。それを間違えとして、中川村の厚生文教委員会は間違えていると断言していいんですかって聞いているんです。

○議長 委員長。

○厚生文教委員長 (松澤 文昭) 先ほど申しましたように、Q&Aを全て把握する中で、文言の訂正についてはできませんので、できませんので——先ほど申しましたよね、議員必携も申しましたよね。そのことを全員が把握をする中で、全議員が把握をする中で議論をしたと、それで最終結論がそういうことになったと、そういうことであります。

○議長 質疑は3回までなんですけど……(松澤委員長「もう3回です」と呼ぶ)もう3回質問していますけど、よろしいですか。(大原議員「いや、答えていないから」と呼ぶ)(松澤委員長「いや、答えています」と呼ぶ)(大原議員「全然私の質問に答えていない」と呼ぶ)(松澤委員長「質問は以上にしていただきます」と呼ぶ)

○議長 ほかに質疑はありませんか。

○7番 (桂川 雅信) 質疑でよろしいですね。

○議長 はい。

○7番 (桂川 雅信) 今の話ですけれども、請願の理由として書いている分には全国レベルの話を書いているだけでも、それは、私は問題ないと思います。
ただ、全く同じ文章が意見書として文案が出来上がっているんですね。(大原議員「議長。誰について言っているんですか」と呼ぶ)

○議長 桂川議員。(大原議員「誰に言っているんですか」と呼ぶ)

○7番 (桂川 雅信) はい。

○議長 委員長報告に対する質疑ですので……

○7番 (桂川 雅信) すみません。

○議長 よろしいですか。

○7番 (桂川 雅信) はい。

○議長 ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

○7番 (桂川 雅信) 討論ですね。

○議長 はい。

○7番 (桂川 雅信) この請願の趣旨採択に賛成する理由から申し上げたいと思います。

昨年、令和2年6月議会に提出された同様の請願では、請願者はその中で長野県では既に35人学級が実現していることを述べておりました。

確かに長野県では平成22年度に小学校が、平成25年度に中学校が全て30人規模学級になったと報告されておりますが、今回の請願では、そのことの記載が抜け落ちています。全国的な状況が長野県や中川村でも実態として続けているような記載になっており、請願理由の内容は事実誤認と考えます。

問題は、この意見書案は村議会が国に対して行うものでありますから、議会が事実と異なる認識を記載したまま国に提出することはしてはならないというふうに思います。

第2に、請願が複式学級の学級定員を引き下げるように求めているにもかかわらず、その理由がどこにも記載されていませんでした。これは、請願理由の記載が不備であるのではないかと考えます。

請願内容の記載が不備で、そのまま意見書案として提出されておりますので、本来ならば請願としては否決されるべきものだと考えますけれども、請願項目の結論部分は妥当なものだと思います。

請願者には再度修正して請願していただくことを願って、趣旨採択に賛成したいと思っております。

ここで請願項目の結論は正当なものであるということについて述べておこうと思っております。

1つは教育予算の増額について、もう一つは教職員定数の改善と複式学級定員の引下げについてです。

まず教育予算についてですが、私はこのことについて以前にも国際比較で日本が最低レベルにあることを述べました。2016年の初等教育から高等教育の公的支出が国際総生産、GDPに占める割合は日本が2.9%と35か国中最下位であることが、OECDが2019年9月10日に発表した調査結果により明らかになったと述べています。

2016年の初等教育から高等教育の公的支出が国際総生産に占める割合は、ノルウェーが6.3%と最も高く、フィンランド5.4%、ベルギー5.3%、スウェーデン5.2%などと続いている一方、日本は2.9%と比較可能な35か国中で最下位、OECD諸国平均は4.0%、EU23か国平均は3.9%だったのです。

昨年からのコロナ禍で学校の授業料が払えずに中退した学生は、文科省が2021年2月16日に公表した内容によると、2020年4月から12月までの中退の状況を調査した結果、中退学生は2万8,647人、このうち新型コロナウイルスの影響と分かっている人は1,367人、中退者全体の約4.8%でした。新型コロナウイルスの影響により中退した人の理由は、アルバイト収入が減り学費を補うことが困難になった、全授業がオンラインとなりネット環境すら整っていなかったことも含め授業についていけなくなった等の理由が挙げられていました。

民間調査では、中退者の14.5%がコロナの影響だと答えています。

高校生でも中途退学者が出ているという悲劇的な事態は、国の教育予算の脆弱性を示しています。

諸外国では教育の無償化が進み、奨学金も給付型が一般的になっているのに、日本はまだ高額授業料を支払う制度が今も当たり前になっています。

教育予算の飛躍的な増額は、国の根幹にかかわる問題です。

もう一つは、教職員の人数です。

経済協力開発機構でOECDは、2019年6月19日、教員指導環境調査、TALISに基づく新報告書、生涯学習者としての教員と校長を公表しています。

この教員指導環境調査は、教員と校長の声を聞くことで教職の知識と技能強化を支援して、その専門技術を支援することを目的に実施しています。

世界48か国、地域の1万5,000校の小学校、中学校、高等学校の教員と校長約24万人が参加しています。

国立教育政策研究所は、その調査結果について、日本の教員の現状と課題についてまとめており、教員の仕事時間は参加国中で最も長く、人材不足感も大きいということ、また主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善や探求的な学習に関わる指導実践について頻繁に行う中学校教員の割合が低いこと、女性教員の割合が少ないことなどが明らかになったと述べています。

日本の小中学校教員の1週間当たりの仕事時間は最長であり、前回2013年調査と同様に中学校の課外活動の指導時間が特に長くなっています。

○議 長 桂川議員に申します。

○7 番 (桂川 雅信) はい。もうすぐ終わります。

○議 長 それは原案に反対の討論ですか。

○7 番 (桂川 雅信) 趣旨採択に賛成の討論です。

○議 長 原案には反対ですね。

○7 番 (桂川 雅信) そうです。

○議 長 それじゃあ——すぐ済みますか。

○7 番 (桂川 雅信) もうすぐ終わります。

○議 長 はい。

○7 番 (桂川 雅信) もうすぐ終わりますんで。

日本の小中学校教員の1週間当たりの仕事時間は最長です。前回2013年調査と同様に中学校の課外活動の指導時間が特に長くなっています。

一方、日本の小中学校教員が職能開発活動に使った時間は参加国中で最短です。

質の高い指導を行う上で、支援職員の不足や特別な支援を要する児童生徒への指導能力を持つ教員の不足が指摘されており、少人数学級の問題と併せて教員の増員は待ったなしの状態です。

請願では、複式学級の学級定員を引き下げるよう求めていました。このことについて一言申し上げますが、長野県では特に、少人数学校の要望よりも複式学級の学級定員の引下げのほうが要望として強いのではないのでしょうか。

現行の国の学級編成基準の下では複式学級が増加せざるを得ない状況も生じており、この状況を改善するために少人数の学校が立地する多くの地方公共団体はそれぞれ独

自の予算づけを行い子どもたちの学びの質を保障し、保護者や地域社会の人々の教育条件に関わる不安を解消するため、複式学級解消のための加配措置を行っています。

先ほど申し上げたように、我が国の教育予算が脆弱な中で、地方公共団体が独自に加配措置を取ることも次第に困難になってきています。国は、複式学級の学級編成基準についても早期に見直すべきです。

以上で私の意見を終わりますが、請願者には請願理由の正確な記述を求めて、趣旨採択への賛成意見とします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

○4 番 (大原 孝芳) では、賛成の立場で討論いたします。

去年の6月12日に中川村議会では国の責任による30人学級推進と教育予算の増額を求める意見書を採択いたしました。ここに今、私、事務局のほうで用意していただきまして、もう一回今読み直しているんですが。

そして、今回のものどというふうに変ったかっていうと、今回、国が35人学級ということ年全国でそれを発令したと、萩生田文部科学大臣ですかね。それで、そういうことで、今回大きく、私も陳情を受けたときに文言が変わりましたねって言ったら、やっぱりそれを受けていろいろ今回変わったみたいですが。しかし、中身については、そんなに大きく変わっていないと思います。

したがって、私は、今回はこれが委員会の結論ですので、それに対しては真摯に受け止めますが、間違っているっていうことを言われてみたり、それからもう一つ、ちょっと大きく、そもそも論ですけど、陳情は中川村の現状に即していないと承認されないんじゃないかっていう、そういう請願陳情に対するものの考え方が大きく違うなっていうことは今回本当に分かりました。ちょっとまた違う場面で、また私、本会議以外でまたそんな話をしたいと思いますが。

今回の請願、陳情については、まあ当初皆さん、厚生文教のほうも、もうちょい分かりやすくすれば納得できるっていうお話ですので、そこでそんなに大きくもめることじゃないと思いますが、まあ、私は間違っているってことはちょっと言い過ぎかと思いますが。ただ、分かりにくい部分もあるかもしれません。ですので、それは加筆して少し理解をよくする必要はあるかと思いますが、間違っているってことを言い切るのは、ちょっとそれが間違いだと思います。

それで、私は賛成として、もし今後もいろいろの——それはいろんな議員さんがいらっしゃるし、それなりの見識を持った方がいらっしゃいますので、この文言はちょっと足りないじゃないかと、もっと説明が欲しいっていえば、その機会に説明していただければいいじゃないですか。

この文書は全部パーフェクトに作ったものしか認めないとか、そういうことじゃなくて——今、今日来ていた子どもさんたちの将来に関わる問題ですよ。そのときに文言の一字一句を取り上げて、これは村としていかなるもんだって、そういうやり方ってやめましょうよ。

そうじゃなくて、もっと広い広義にわたって、これは多分こういうことを言ってい

るんだらうと、それで、もし分かんなかったら聞いたり、教育委員会へ行って聞いたり、そういうようなことをして何とか理解していつてあげるような方法に持っていくのが請願、陳情を受けた委員会の議員が担うものじゃないでしょうか。

これは、あくまでも国——今、長野県が率先して学級の人数あるいはいろんな作業に対して一生懸命やっているわけなんです。しかし、国の制度が追いつかないために、最後は財政的に村から単費で出したり、いろんなことをそれぞれがやっているわけなんですよ。長野県の教育委員会にお任せしておいたらなかなかよくなりません、だから国が主導してやってほしいってということなんです。ずっとそうですよね。国が主導してやれば、経済的にも少し県のほうも地方の負担も減るし、そうやって教育の質を高めていこうっていう請願ですので、ぜひ私は——こういう今回のいきさつは初めてです。今まで私も十数年いろいろやってきたけど、そういうことでもめたってというのは今回が初めてです。ですので、もう少し柔軟にこの問題っていうのは考えていただきたい。

そうやってこれから請願、陳情の中身を全部精査して、数字——それは間違えていたら別ですよ——ですけど、そういうやり方じゃなくて、ぜひこの請願は通すことが私は議会としての大義だと思います。——大義というよりも、採択されなければおかしいと、そういうふうにして述べて賛成の意見とします。

○議 長 それぞれの議員の皆さんに申し上げます。
賛成、反対、それぞれの確にまとめたものを発言してください。よろしくお願ひしたいと思います。
それでは、次に反対者の発言を許します。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
賛成者の発言を許します。
「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
この請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。
この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。
〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成多数です。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

日程第6 陳情第2号 消費税率5%への引き下げを求める陳情書を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 (柳生 仁) 去る6月7日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました受理番号2号、消費税率5%への引き下げを求める陳情書について、6月9日、役場第1委員会室において委員全員の出席の下、慎重に審査いたしました。

審査の結果、反対多数で不採択とすべきものと決しました。

陳情の趣旨は次のとおりです。

消費税が導入されてから33年を迎えました。税率3%で導入された消費税は5%8%と引き上げられ、2019年10月には10%と複式税率の実施が行われ、現在に至ります。そのたびに景気悪化と納税負担、事務負担の増加を招いてきました。

その後、新型コロナウイルス感染症の広がりが日本経済と国民生活に深刻な打撃を与えています。現在、多くの中小企業・零細事業者（以下中小業者）が必死の経営努力を続けていますが、家賃や固定費の支払いに行き詰まる事態です。中小業者の経営と雇用を守る支援策の抜本的拡充とともに、緊急の経済対策として消費税減税と過重な事務負担を強いる複数税率の即時撤廃が求められます。

消費税は社会保障の財源のためだとされてきましたが、社会保障は悪くなるばかりで、負担はどんどん重くなっています。年金の減額や75歳以上の医療費窓口負担を2倍にしようとする計画まで出てきています。

一方で、大手企業を優遇する税制や所得税、住民税も高所得者を中心とした減税などがあり、消費税は、実質、大企業、富裕層からの減収分の穴埋めとして利用されてきました。

以下はお手元にある資料のとおりです。

審査の結果、反対多数で不採択となりました。

出された意見は次のとおりです。

質疑はありません。

討論です。

反対の討論では、「国は、企業、個人に多額の各種支援を行い、企業が存立できるようにしている。コロナ禍に対するためには、ワクチン接種の加速、飲食業、観光業や生活に困窮している人に対する支援、賃金を上げることによる国内消費の拡充、拡大を考えなければならない。安定的な財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぎ全世代型に転換する必要があるために消費税10%は維持することが必要である。」。

賛成の討論では、「以前から消費税の10%引上げが心配されてきた。以前に比べて経済が変わってきている。税の取り方は、きちんと何に使うかが必要。何かの穴埋めに使うのではなく、税の取り方を精査する必要がある。国民が納得できる税制そのものを再度見直す必要がある。5%に下げるとも1つの案と思う。下げるのが全てとは思っていない。中間の考えで、政府はきちんとやっている。減税のリスクはどうか、減税しない場合はどうなるか、最終的に誰が責任を取るかなど難しい。」。

以上であります。

慎重な御審議をお願いします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
まず原案に賛成者の発言を許します。

○7番 (桂川 雅信) 原案に賛成する立場で討論いたします。
消費税をめぐっては、自民党の若手議員ら 30 人から日本経済はコロナ前の増税でダメージを受けていたと減税を求める声が上がっています。
しかし、党税制調査会の甘利明会長は、消費税を上げたり下げたりするのは極めて難しいと否定をしました。
今回の税調では議論にもならなかったようですが、海外ではそんなことはありません。ドイツでは消費税に当たる付加価値税の減税に踏み切っていますし、国税庁出身で中央大法科大学院の酒井教授によると、英国や韓国も付加価値税の税率を時限的に下げていると述べています。経済的に余裕のある人に旅行を促すG o T oトラベルより消費減税の方が幅広い人に恩恵が行き渡ると指摘をしています。日本も時限的な景気対策として検討すべきではないかと提案しています。
コロナ下での緊急経済対策として消費税の減額や廃止が盛り込まれていないのは日本の景気対策としても問題があると考えます。
日本の長引く景気の後退や停滞は、個人消費の低迷と設備投資の少なさです。この問題の背景には繰り返される消費税増額と低賃金構造の温存にあることは明らかで、コロナ禍により疲弊した日本経済を立て直すには一時的ではあっても取りあえず消費税を減額することは必要です。
菅首相は先日の党首討論でコロナ下の経済対策としてまだ 30 兆円が繰越しされていると、残っていると断言しておりましたが、消費税の 5 %への減額でも消費税の減額分の財源としては 10 兆円で解決可能であり、余力は十分にあります。
政府は、昨年、当初予算案とともに 2021 年度の税収見通しをまとめた際に、消費税収は 20 兆円を超えると見積り、法人税収や所得税収を大きく上回るとしています。まさに消費税に頼る構図が浮き彫りになっておりまして、新型コロナウイルスの感染が再び広がる中、所得の低い人ほど負担感が強い消費税の減税を求める声が上がっていることも事実です。
日本の昨年の税収総額は約 57 兆円、このうち消費税が占める割合は約 35%程度で、2018 年度まで最大の税目だった所得税の約 18 兆円を上回り、企業業績の悪化で減る法人税の 2 倍を超える規模になっています。税収の基幹部分は所得に応じて支払う所得税と法人税であって、それらを消費税が越えてしまう実態は異常な事態です。
今回の税収見通しを 1990 年度の実績と比べると、消費税は 4 倍超に増えたのに対し、税率を段階的に引き下げてきた法人税は 2 分の 1 に減っています。
立正大学の浦野教授は消費税の増収分が法人税の減収分を穴埋めしてきたと指摘しており、消費税の増税で低所得者の負担は増える一方だというふうに訴えています。
この意味で消費税率 5 %への引き下げを求める陳情に賛成したいと思います。
○議長 次に原案に反対者の発言を許します。

○3番 (松澤 文昭) 私は原案に反対の立場で討論をしたいと思います。
消費税を 5 %に引き下げれば、誰かがその引下げコストを負担しなければなりません。消費税の引下げの結果として現役世代の負担は軽減されますけれども、先ほどおりました小学生等、将来世代の負担が増加することは明白です。
実質的に消費税率引き下げのコストを負担することになる将来世代は選挙権を有しておらず、政治に声を届けることもできない世代であり、著しく不公平な状態です。
金融庁金融審査会の報告書では、公的年金を支える働く世代が激減する中、国民に資産形成の自助努力を促しています。つまり、現時点においても公的年金制度の破綻が目前に迫っており、早急に財源の確保を図る必要があります。
団塊の世代が後期高齢者になる 2025 年が目前に迫り、現在の規模の社会保障を維持することは困難であり、場合によっては消費税を引き上げても社会保障の削減を行わなければなりません。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大により大規模な財政出動がされており、このコストも将来世代が負担することになります。
人口が増加するときは数の力によって高齢化による社会保障の負担を捻出することも可能ですが、日本は人口減少時代に突入しており、高齢化による社会保障の負担のつけを少数になった将来世代が負担することになります。
人口減少時代を迎え、税徴収方法の、あるいは社会保障制度の仕組みについては人口減少時代に合わせた抜本的な改革が必要ですが、当面、人口増加という数の力による経済的な恩恵を受けてきた我々世代が将来世代のために人口増加により受けてきた恩恵を返す必要があると考え、消費税の引下げについては反対をします。
○議長 次に原案に賛成者の発言を許します。
ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 次に原案に反対者の発言を許します。

○5番 (松村 利宏) 私は反対の立場で討論します。
コロナ禍は日本経済に戦後最大の打撃を与え、特に飲食業、観光業、生活困窮者に甚大な影響を与えている。このため国は企業、個人に多額の各種支援を行い、企業の存立、生活困窮者の生活維持ができるように努力している。
コロナ禍、アフターコロナに対応するためには、ワクチン接種の加速、飲食業、観光業や生活に困窮している人に対する支援の継続、加速、賃金を上げることによる国内消費の拡大を図ることが必要である。
社会保障制度の財源は保険料や税金だけでなく多くの借金によっており、子や孫などの将来世代に負担を先送りしている。
少子高齢化が急速に進み、社会保障費は増え続け、税金や借金に頼る部分も増えている。
安定的な財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぎ全世代型に転換する必要があるため、消費に広く公平に負担を求める消費税 10%は維持する必要がある。

以上です。

○議長 ほかにはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
この陳情に対する委員長の報告は不採択です。
陳情第2号 消費税率5%への引き下げを求める陳情書を採択することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 賛成少数です。よって、陳情第2号は不採択とすることに決定しました。
日程第7 陳情第3号 消費税の適格請求書（インボイス）保存方式導入中止を求める陳情書を議題といたします。
本件は総務経済委員会に付託してあります。
総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。
○総務経済委員長 （柳生 仁） 去る6月7日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました受理番号3号、消費税の適格請求書（インボイス）保存方式導入中止を求める陳情書につきまして、6月9日、役場第1委員会室において委員全員出席の下、慎重に審査いたしました。
審査の結果、全員の賛成で趣旨採択にすべきものと決しました。
陳情の趣旨は次のとおりです。
新型コロナ危機の終息や景気回復が見通せない中、2032年10月からのインボイス制度（適格請求書保存方式）実施に向け、今年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まろうとしています。
インボイスとは、事業者が日々発行する請求書や領収書に納税番号を付記し、課税事業者が税務署に消費税を申告する際にはインボイスを集計して消費税を計算することになります。単純な制度のようですが、経済活動に多大な影響を与えることは必至です。
典型的な問題の1つは、消費税の非課税事業者はインボイスを発行できません。インボイスが発行されなければ取引先の会社の消費税納付額が高くなってしまいます。そのため取引先や親受け、業務委託元から取引を断れたり課税業者になるよう求められたりすることが懸念されます。その結果、免税点1,000万円は、なきがごときになります。
免税点や簡易課税は、小規模な事業者の過重な納税負担と実務負担を避け、最低生活、自主申告納税制度を保障するよう設けられている制度です。その制度をなし崩しにしてしまうのがインボイス制度です。
事態は極めて深刻です。このまま本格実施となれば、無数の混乱と悲劇が噴出することは明らかであり、地域経済が大打撃を受けることは間違いありません。

審査の結果、全員の賛成で趣旨採択となりました。
質疑でもって、「商売している方はこの制度が分かっているのか。1,000万円以下まで消費税を取るのか。」「今までは1,000万円以下は払わなかったが、本当は払うべきじゃないのか。税の公平性を考えると、インボイスはいいのでは。」「下請けが払わなかった場合は元請けが払うのか。」「今までやっていることをするだけだと思う。駄目駄目と言っていることが分からない。」「いろいろな団体が時期尚早と言っているだけで、駄目とは言っていない。」などです。
討論では、賛成、反対はありません。
趣旨採択で討論ですが、「具体的な実績、エビデンスがない。インボイス制度を直ちに中止の根拠がない。コロナ下における現状は、専門家団体も凍結、延期などと述べている。私は趣旨については理解できるので、趣旨採択とします。」などであります。
以上、慎重な御審議をお願いします。

○議長 委員長報告を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 次に原案に賛成者の発言を許します。
○7番 （桂川 雅信） 原案に賛成する立場で討論に参加いたします。
今の委員長報告の趣旨採択になったという理由があまりよく分からないんですが、私は原案に賛成するという意味を込めて発言させていただきます。
この陳情については、提案理由にほぼ尽くされていますので、これ以上あまり述べることはないのですが、1つだけ強調しておきたいことがあります。
インボイスとは、販売対象ごとに消費税率が記載された納品書または請求書のことを指します。
インボイス制度が導入されると、課税事業者は仕入先のインボイスに記載された税額のみ控除できるようになります。言い換えれば、インボイスが発行されないと仕入の税額を差し引くことができず、納税額が高くなります。
ただし、インボイスを発行できるのは課税事業者に限られており、免税事業者はインボイスの発行はできません。つまり、免税事業者は、自ら課税事業者に変更するか、そのまま免税事業者として生き続けるかの選択を迫られ、課税事業者との取引ではほぼ淘汰されてしまうということです。
なぜこんな制度が必要になったのでしょうか。それは、大手メーカーの税負担を軽減する仕組みを制度的に輸出企業以外にも拡大し、併せて課税事業者を拡大しようとしているからです。

輸出大企業には消費税還付金という莫大な税金が還付される仕組みがあることは以前も申し上げました。例えばトヨタ、日産など大手5社の還付金は、消費税8%の時代で毎年6,300億円に上っています。

しかも、これらは全て企業の内部留保として蓄えられており、金融機関を除く全産業の内部留保額はコロナ下でも増加し続け、昨年度では日本の総予算の4倍を超えています。

今、これまで以上に税負担をしなければならないのは中小零細企業ではなく、コロナ下でもたっぷり内部留保をため込んでいる大企業であるべきです。

インボイス制度は中小零細企業をさらに窮地に追い込むものであり、取りあえず、まず中止すべきであると、そう考えます。

以上で私の賛成討論を終わります。

○議 長 ほかに討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。
この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成多数です。よって、陳情第3号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

日程第8 発議第1号 中川村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○1 番 (片桐 邦俊) それでは、提案の説明を行いたいと思います。

今回の改正は、昨今の社会情勢を勘案し、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため議会への欠席理由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第9 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長、総務経済委員長及び厚生文教委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありません。

お諮りします。
本件について委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。
ここで村長の挨拶をお願いいたします。

○村 長 6月定例会閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。
定例会、大変お疲れさまでございました。
本議会に提出いたしました11件の議案、全て可決、承認をいただきました。改めてお礼を申し上げます。
特に、本日提出をしました令和3年度中川村一般会計補正予算(第3号)を即決いただきましたので、早速、要綱に沿って飲食事業者の皆様へ届くように手続を色いでまいります。
また、5月21日の豪雨災害の復旧につきまして、田畑への水の確保を急ぎ、農作物の生育の影響緩和のための工事を進めてまいります。
また、副村長をはじめ教育委員、農業委員会委員の選任にも同意をいただきました。円滑な切替で切れ目がないように、それぞれの委員会の任務を遂行していただけるとも感じております。
本日、東小学校の6年生の皆さんが傍聴に来ていただきました。
最終日ではありましたが、議会での議論の一端を見ていただいたかなというふうに思います。
ただ、請願審査議論に当たっては、少し分かりにくい印象も覚えたのかなあという気もいたしております。

さて、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が20日まで延長されております。
長野県では、とりわけ感染者が急激に増化したことで上伊那郡下の5市町村に県独自の警戒レベル5——酒類の提供を伴う飲食店等の営業を夜8時までとする時短要請のことでありますが——この警報を発しておりましたが、6月4日にこれを解除し、長野県全圏域の警戒レベルを4から3に引下げ、特別警報から警報に下げたところでもあります。

また、8日には全県に対する医療警報を解除いたしました。病床使用率が25%を下回ったことが理由であります。

ただ、新たな感染者数が多く出ている地域への不用不急な用事以外は控えるよう報道を続けておまして、行動の制限を自らに課す日がまだまだ続きそうです。

昨日、がん検診のため望岳荘の会場に受診に行っていました。受診機関が慣れているせいかトラブルなく、つかえている検査場所も見当たらず、スムーズな検診風景を見てまいりました。

特定健診は15日まで続くわけですが、その後、18日から望岳荘が新型コロナウイルスワクチン接種の会場になり、以後第2クールの接種が続けられます。梅雨入りの宣言がなく6月中旬を迎え、全国的な真夏日となりつつある気候を考えますと、接種会場を変更して正解であったというふうに感じております。

市町村独自でワクチン接種の優先順位の変更等がされている報道が相次いでおります。村は計画どおり進め、高い接種率を維持しながら、時期を見て保育士、義務教育職員等の特定の職種の皆様の前倒し接種も検討してまいりたいと思っております。

今後も議員各位の厳しくも温かい目で御意見、御提案くださいますようお願いをいたしまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。

大変お疲れさまでございました。

○議長 これにて本日の会議を閉じます。

以上で令和3年6月中川村議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時30分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____